道府県知事」とあるのは「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」と、「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、都道府県知事」とあるのは「市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とする。

7　当分の間、第四号新住民基本台帳法の規定の適用については、第四号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項中「この法律の規定による事務」とあるのは「この法律の規定による事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの」とする。

（保険業法の一部改正）

第二十三条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「第十五条まで（」の下に「会社法人等番号、」を、「添付すべき電磁的記録」の下に「、添付書面の特例」を加える。

第二百十六条中「第十五条まで（」の下に「会社法人等番号、」を加え、「第十九条の二」を「第十九条の三」に改め、「添付すべき電磁的記録」の下に「、添付書面の特例」を加える。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第五条において同じ。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。次条において同じ。）を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第三条第一項中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を」に改め、同項各号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第五条第一項中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第二条第六号の規定は、第三号施行日以後に同条第六号の確認をする同号の口座又は勘定について適用し、第三号施行日前に前条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次項において「旧国外送金等調書法」という。）第二条第六号の確認をした同号の口座又は勘定については、なお従前の例による。

2　第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日（以下この項において「三年経過日」という。）以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日（同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日（以下この項において「番号通知日」という。）の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3　前項本文の場合において、同項の本人口座を開設し、又は設定する者が同項に規定する国外送金等をする日までに同項の確認を受けないときは、同日以後は、当該本人口座である口座又は勘定は、新国外送金等調書法第二条第六号に規定する本人口座に該当しないものとして、新国外送金等調書法の規定を適用する。

4　新国外送金等調書法第五条第一項の規定は、第三号施行日の属する年の翌年の一月一日以後に提出すべき同項に規定する国外財産調書について適用し、同日前に提出すべきであった内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外財産調書については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十六条　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の」及び「（以下「新法」という。）」を削る。

附則第四条中「新法第三十条の二第一項」を「住民基本台帳法第三十条の三第一項」に、「新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事」を「同法第三十条の二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第二十七条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

八十五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六十七条（特定個人情報ファイルの提供）、第六十八条（個人番号の提供及び盗用）又は第七十条第一項（詐欺等行為等による個人番号の取得）の罪

第二十八条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国家公安委員会」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十九条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「国家公安委員会規則」の下に「、特定個人情報保護委員会規則」を加え、「公正取引委員会、国家公安委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会」に改める。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に、「第三十条の二第三項、第三十条の三第四項、第三十条の三十七第二項及び第三十条の四十」を「第三十条の三第三項、第三十条の四第四項、第三十条の三十二第二項及び第三十条の三十五」に改め、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十条第二項において準用する第二十二条第二項」に改め、同表に次のように加える。